

平成 20 年 12 月 26 日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社
民事再生手続申立代理人
弁護士 田中 信隆

Lehman Brothers International (Europe)保護預かり証券について

前略

リーマン・ブラザーズ証券株式会社（「弊社」）がお客様から保護預かりしております外国証券で弊社の関連会社であった Lehman Brothers International (Europe)（「LBIE」）に再寄託しておりますものの返還並びに利金償還のお支払いにつきまして、ご報告させていただきます。

弊社と致しましては、LBIE の倒産手続開始後、管財人である PwC 担当者に連絡を取り、一日でも早くお客様への返還を実現すべく、情報を入手する努力を重ねております。11 月より行って参りました PwC 担当者との数回のカンファレンス・コールに加え、12 月初旬に東京で、また弊社担当者も先週渡英し、直接の協議を重ねております。以下、現状をご報告致します。

- 弊社を通じて LBIE のユーロクリア口座に保護預けされているお客様の有価証券のリストは全て、弊社より PwC に渡っております。
- ユーロクリア口座における保護預かり有価証券の照合作業について PwC にその作業内容と進捗状況を確認しました。PwC は、同一の銘柄を他のお客様が保有しているという届出がないか、届出がある場合、その届出合計金額が、残高と一致するかどうか、LBIE 名義の全てのユーロクリア口座を通して、照合作業を行っているとのことでした。
- 数千という顧客口座があるということ、何万という預かり銘柄があるということから、この照合作業に膨大な時間を要しているとのことでした。
- 保護預かり有価証券に付随する利金・配当金・償還金についても同様にその照合作業と進捗状況を確認しました。現時点までに発行体からユーロクリアに支払われたこれら利金・配当金・償還金は、当該有価証券預け口座と同一の口座に保管されているとのことでした。現在、LBIE の担当者により、その照合作業を進めている段階です。弊社を通して、お客様に支払われるべき利金・配当金・償還金の予定金額リストについては、すでに PwC に渡っております。

有価証券ならびに利金・配当金・償還金の返還時期の目処についても、弊社から再三再四確認を求めています。PwC からは英国法ばかりでなく、ユーロクリアが属するベルギー国の法にも則らなければならないこと、更には、ユーロクリアから、ユーロクリアのシステムにアクセスが許可されたのが、つい 2、3 週間前のこと等の理由により、作業が思いのほか遅れているとの説明を受けました。

以上のように、保護預かり資産の返還については、当初想定したよりはるかに時間がかかっており、保有者の皆様には多大なご迷惑をかけておりますが、PwCにおいても顧客資産の返還は最重要事項であると捉え、真摯に対応しているとの確認を得ました。

弊社としましては、引き続き LBIE 管財人と密に連絡を取り適宜協議を行った上で、皆様方にご報告させていただく所存です。

草々